

「令和6年度県内サイクリングコースへのインバウンド誘客に向けた海外旅行会社等ファムツアー実施事業」業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度県内サイクリングコースへのインバウンド誘客に向けた海外旅行会社等ファムツアー実施事業

2 目的

佐賀県では、県内の自然、文化、食といった観光資源を活かしたサイクルツーリズムの推進を目的に、県内にサイクリスト向け広域推奨ルートと一般向けコースを設定し、佐賀県観光連盟ホームページ内に開設した「佐賀サイクリングクラブ (SCC)」の Web サイトやインスタグラムを中心とした情報発信に取り組んできた。同時に、サイクルラックの設置等の受入環境整備も行っている。

また、九州・沖縄・山口9県との連携事業において、海外のサイクリング愛好者及びスポーツ愛好者を主なターゲットとしたサイクリング周遊型旅行商品を造成・販売しているところである。

一方、アクティビティに関心のあるインバウンド観光客においても、日本でのアクティビティ体験へのニーズが高まっている。

本事業は、インバウンド観光客に県内の観光周遊の一つのスタイルとして、アクティビティとしてのサイクルツーリズムを訴求することにより、佐賀県での滞在時間の延長と宿泊の増加を目指していくため、九州佐賀国際空港に直行便が就航し、かつサイクルツーリズムの人気の高い韓国と台湾の旅行会社を招請したファムツアーを実施し、既存のサイクリングコースを磨き上げることを目的とする。

※佐賀サイクリングクラブ (SCC)

Web サイト：<https://www.asobo-saga.jp/scc/>

インスタグラム：<https://www.instagram.com/sagacyclingclub/>

3 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

4 業務内容

(1) 韓国・台湾のライト層向けモデルコースの設定

・本県が想定しているインバウンド誘客ターゲットは、主にサイクリング初心者又はアクティビティに関心がある一般層のグループ(友人やカップル等)である。ただし、これらの層ではなく、韓国・台湾から来訪の見込みがあるターゲット層がある場合は提案すること。

・サイクリング初心者又はアクティビティに関心がある一般層のグループをターゲットと想定していることから、サイクリングツアーの体験時間は休憩等を含め2～4時間程度で適切な時間を提案すること。

・次年度以降、前述のターゲットを誘致するため、商品化および情報発信していくことを前提に、SCC サイトで紹介している一般向けコースのうち以下の二つを基に、専門的知識をもつ人物及び

組織に意見を聴取しながら、コース付近にあるインバウンドに興味・関心が高い、又は高まりつつある地域の魅力ある観光資源や観光消費を伴うスポットを旅程上可能な範囲で追加して、ターゲットに訴求するコースを設定すること。

①「絶景とともに嬉野のお茶と温泉を大満喫 嬉野コース」

<https://www.asobo-saga.jp/scc/beginner/03.html>

②「パワースポット×昔ながらの街並みが魅力のコース！ 肥前浜宿コース」

<https://www.asobo-saga.jp/scc/beginner/04.html>

・総走行距離や高低差等、サイクリングの難易度を適切に設定すること。

(2) 海外旅行会社の招請とファムツアーの企画及び運営

・サイクリングツアーやアクティビティをテーマにしたツアーの催行経験が豊富な旅行会社を招請し、(1) で設定したコースの評価を受けること。

・ファムツアーの仕様は、以下のとおりとする。

被招請者：韓国と台湾それぞれ2社3名以上

旅行日数：2～3泊程度（(1) ①と②の2コースを含む。）

催行日：令和6年10月を除く委託契約期間内の平日を中心に旅程を組むこと。

韓国の被招請者と台湾の被招請者のツアーは別日程で開催すること。

提案書に(1) コース設定及び調整期間を含む全体スケジュールとファムツアー実施可能時期を記載すること。

- ・参加者のレベルに応じた適切な自転車を手配すること。
- ・自転車による走行にあたってはガイドをつけることとし、日本の交通ルールを被招請者に説明し遵守させること。なお、外国語が話せるガイドではない場合は、一緒に自転車で走行できる通訳をつけること。
- ・体調不良等で途中から走行をしなくなった場合に、人と自転車を輸送できるサポートカーを用意すること。また、エリア間の移動（嬉野—肥前浜宿）は専用車（貸切バス等）を使用すること。
- ・宿泊のうち1泊以上、佐賀県内のインバウンドの受入に積極的な施設で、客室もしくは共用スペースでwi-fiが利用可能な施設を選定すること。
- ・悪天候等により自転車での走行が難しい場合は、専用車でのご案内に代えるなど、設定したモデルコースを適切に案内できるように事前に検討すること。
- ・すべての訪問先には、事前に連絡・調整し、予約や許可を得るなど必要となる手続きの一切を行うとともに、訪問先については被招請者に対し十分な説明ができる体制を整えること。
- ・必要経費の算出にあたっては、国や各地方自治体等が実施している宿泊施設等への各種助成事業の活用は認めないこととする。
- ・招請に関する全行程のアテンドを行い、常に監督職員と連絡が取れる体制を整えること。
- ・緊急時の参加者の安全確保及び連絡体制を構築すること。
- ・被招請者は、必ず海外旅行保険等（旅行期間中における病気・事故等による治療費や人身傷害・物損等の個人賠償責任に対応するもの）に加入している者であること。
- ・催行の様子を動画等で撮影し記録すること。使用する機材は問わない。催行の様子を記録する

ことについて、予め被招請者及び宿泊先・立ち寄り先に許可を得ておくこと。なお、動画等は内部でコースの磨き上げ等の検討資料としてのみ使用する。

・明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。

(3) ファムツアーの効果検証

- ・コース設定やスポットが適切だったか、考察すること。
- ・参加者にアンケートやインタビューを行い、結果の取りまとめを行うこと。(アンケート結果の翻訳を含む。)
- ・また、宿泊先や立ち寄りスポットに対して、今後インバウンドのサイクリングツアー客を受入れることに対しての考えや希望する補助等についてヒアリングを行うこと。

(4) 推奨コースの提案

- ・(2) ファムツアーの実施および(3) ファムツアーの効果検証を踏まえて、コースの磨き上げを行い、韓国向け1本以上台湾向け1本以上の推奨コースを提案すること。
- ・コース1本の体験時間を含み、その前後の時間を含めて佐賀県での滞在時間が一日程度(宿泊が伴えばなおよい)となるような設定とすること。
- ・インバウンド観光客が利用しやすいように、入国からサイクルツーリズム体験までの一連の流れも工夫すること。
- ・また、韓国と台湾それぞれのサイクリングツアーやアクティビティをテーマにしたツアーの催行経験が豊富な旅行会社を調査して、次年度以降に旅行商品の造成や販売の受入れられる可能性がある事業者を提案すること。
- ・次年度、韓国及び台湾のターゲット層に対し推奨コースを訴求する効果的な情報発信方法を提案すること。

(5) 韓国及び台湾に向けた本県サイクルツーリズムの訴求に資する取り組みについて

- ・予算の範囲内で実施可能な取り組みがあれば、自由に提案すること。

5. 成果物の提出等

委託完了後ただちに、本事業に係る成果物を以下のとおり提出すること。

(1) 事業実施報告書

- | | |
|------|---|
| 仕様 | 紙媒体：A4 縦、横書き、左綴じ |
| | 電子ファイル：Word、Excel、PowerPoint において編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式の両方 |
| 提出部数 | 紙媒体 2 部、電子ファイル 1 部 |

- 留意点 事業実施報告書については、以下の内容を網羅して記載すること。
- ・設定したコースの内容（概要、コース（地図入り）、宿泊先と立ち寄り先の選定ポイント、総走行距離、標高・勾配等ルートの難易度に関わる情報、所要時間）
 - ・ファムツアー催行の様子
 - ・効果検証結果（参加者からのアンケート・インタビュー内容、関係施設からのヒアリング内容、（3）効果検証の結果・分析内容、その他委託事業を実施する中で得られた情報）
 - ・韓国向け・台湾向けサイクリングコース案、磨き上げたポイント
 - ・韓国及び台湾におけるサイクリング・アクティビティ関係の旅行会社の一覧表
 - ・韓国及び台湾における旅行商品造成・販売支援状況
 - ・(あれば)、韓国及び台湾に向けた本県サイクルツーリズムの訴求に資する取り組み実施内容

(2) ファムツアー催行時のダイジェスト動画等

- 仕様 電子ファイル（mp4 形式）
ハードディスク
- 提出部数 電子ファイル1部、ハードディスク1部

6. 本業務委託の業務遂行体制等

(1) 体制及び要員に関する要件

①プロジェクト体制

本業務委託を適切に遂行できるプロジェクト実施及び管理体制を敷くこと。

外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

②組織管理・コミュニケーション管理方法

本業務委託におけるプロジェクト組織の管理方法、組織間・組織内のコミュニケーション管理方法についてあらかじめ県と合意すること。

(2) 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、県との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

7. 著作権に係る留意事項

(1) 本業務の実施による成果品は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で、納品すること。

(2) 本業務により制作した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含

む)は、佐賀県に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により制作した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。

- (3) 本仕様に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら佐賀県観光課の責に帰する場合を除き、受注者は、自らの責任負担において一切の処理を行うものとする。

8. その他の留意事項

- ・事業に係る一切の費用は、当初の契約金額に含むものとする。
- ・委託業務の実施にあつては、佐賀県と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ・本業務委託の全部又は一部を再委託することは認めない。但し、あらかじめ佐賀県から承諾を得た場合は、この限りではない。
- ・海外の旅行会社、ファムツアーのコースの宿泊先と立ち寄り先には事前に連絡・調整し、許可を得るなど必要となる手続きの一切を行うこと。
- ・本仕様書に定めのない事項及び事業実施に当たって疑義が生じた場合は、佐賀県観光課と協議し、その指示に従うこと。

9. 本業務委託上限額

4,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

10. 本業務委託の委託料の支払

完了払